

## 「高等教育修学支援制度」授業料減免(秋学期)について

「高等教育修学支援制度（給付奨学金・授業料減免）」は奨学生本人及び生計維持者の経済状況（マイナンバーにより取得した所得等情報及び申告された資産額）に基づき、当年度10月以降の支援区分の見直しを行うこととなっています。また、10月以降の授業料減免の継続を希望する場合、申し出が必要となっております。つきましては、下記の通り、ご案内しますので、必要な手続きを行っていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 学費振込依頼書の発送について

**発送日：11月中旬**

**納入期限：11月30日（水）**

新しい認定区分確定後に減免の手続きを行うため、10月上旬の学費振込依頼書の発送は行いません。11月中旬に【延納扱い（手続き不要）】の上で、授業料減免を行い、減額後の金額で学費振込依頼書を発送します。納入期限は11月30日（水）となります。

#### 2. 授業料減免継続手続きについて

秋学期も新しい認定区分で授業料減免を希望する場合は「大学における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書」の提出が必要です。

本学では、上記申請書の提出については、下記URLからのWEBでの提出となります。

必要事項を入力いただき、データ送信してください。なお、秋学期の認定区分が確定する前に提出いただいても構いません。

継続申請フォーム：

[https://jweb.kyoto-su.ac.jp/sec/student/wform/c420\\_0055.php](https://jweb.kyoto-su.ac.jp/sec/student/wform/c420_0055.php)

※入力には電子掲示板 POST の ID・パスワードが必要です。

**入力・提出期限：令和4年10月31日（月）**

#### 3. 延納、分割延納の申請について

**申請期間：10月1日（土）9：00～10月31日（月）16：30**

延納、分割延納手続きについては、10月以降に電子掲示板 POST で別途案内があります。

上記申請期間内に申請をしなかった場合も、一律「自動延納」扱いとして、延納として学費振込依頼書は発送します。但し、認定区分が「なし」となった場合は授業料減免がありませんので、認定区分なしとなった際に一括納入が困難な場合は、上記期間中に「分割延納」の申請をしてください。

分割延納の申請については、上記期間に申請する他、【2】の「継続申請フォーム」の回答の中で、【分割延納希望の有無】に「はい」と回答した場合も、分割延納扱いとします。申請者の内、認定区分なしとなった場合は分割延納扱いとして学費振込依頼書を発送しま

す。分割延納手続きをした場合でも、認定区分が第Ⅰ～Ⅲの中で認定された場合は、分割延納ができませんので、延納扱いとします。

#### 4. 認定区分・給付奨学金について

新しい認定区分の通知については、保証人宛住所へ通知文を学費振込依頼書に同封して郵送します。またご自身でスカラネット・パーソナルからもご確認いただけます。新しい認定区分は10月以降適用されます。10月以降は給付奨学金の新認定区分に応じた月額が振り込まれます。

#### 5. 給付奨学金「在籍報告」について

給付奨学金の受給者は年3回（4月・7月・10月）スカラネット・パーソナルを通じて在籍報告の手続きが必要となっています。手続き詳細は電子掲示板 POST にて10月上旬にご案内します。忘れずに手続きするようにしてください。

#### 6. 学業成績による適格認定について

令和4年度末は、学業成績による適格認定（令和5年度継続の判定）があります。春学期の成績（修得単位数・GPA）が奮わなかった場合は、挽回できるよう、秋学期に奮起して学業に努めてください。

#### 7. 秋学期に休学する場合

秋学期に休学する場合は、授業料減免はありません。願出のタイミングに応じて休学在籍料の学費振込依頼書を発送する場合があります。

以 上

#### 問い合わせ先

学生部（10号館1階）

電話：075-705-1433（平日 9:00～16:30）

メール：gakusei-bu-kei@star.kyoto-su.ac.jp